生活保護の基準引き下げ

他の公的制度 目安にも

生活保護の基準額引き下げが決まり、他の制度にも影響が及ぶのではと心配の声がありました。政府は「影響させない」と決めたそうですが、どういうことでしょうか？

そもそも解説

―生活保護の基準額ってそもそも何ですか

その家族が、毎月いくらあれば暮らせるかという「最低生活費」を計算するための基になる額です。家族の人数や年齢、住んでいる地域によって変わります。最低生活費より一家の収入の方が少なければ、差額が保護費として支給されます。

物価が下がっていることなどから、政府は8月から3年かけて、基準額を平均6・5%減らすことを決めました。

―他の制度に影響するというのはなぜですか

実はこの基準額は、低所得者を支援する他の公的な制度の目安としても使われています。ですから基準額が下がると、生活保護を受けていなくても、別の制度で対象から外れたり負担が増えたりする人が出るのでは、と心配されたのです。

具体的には、住民税を払わなくていいとする「非課税限度額」や、経済的に苦しい家庭に給食費や学用品代を補助する「就学援助制度」の対象者を決める参考にされています。また、住民税非課税世帯になると①高額の医療費がかかった時の自己負担限度額②介護保険料③保育料―なども減額の対象になります。

―政府はどのように対応するのですか

心配する声を受け、政府は基準額の引き下げができるだけ他の制度に影響しないようにする方針を決めました。

住民税は前年の収入で決めるものなので、2013年度は影響がなく、今後の制度と同じ額に据え置きます。

ただし、永住帰国した中国残留孤児への給付金や、国立ハンセン病療養所入所者の家族への生活援護費は「生活保護と同様の給付」（厚労省）なので、基準に連動させて減額します。

一方、自治体の制度については、世帯の負担が増えないよう、国から自治体に協力を求めます。

―「最低賃金」には影響しないのですか

都道府県ごとに決める最低賃金は、法律で、生活保護を下回らない水準になるよう配慮すべきだと規定されています。

生活保護の基準が下がると、最低賃金が上がらなくなるという心配も出ていますが、厚労省は「最低賃金は企業の支払い能力などいろいろなことを考慮して決めるため、すぐに影響は出ない」としています。

―では、全部安心していいの

国の要請に地方が協力するか、税制改正で住民税がどうなるかは、これからの問題です。「最後のセーフティーネット」と言われる生活保護の基準引き下げは、想像以上に波紋を広げています。（梅岡真理子）

生活保護の基準切り下げの影響と政府の対応

住民税の非課税限度額

- 2013年度は影響なし
- ？ 14年度以降は年末の税制改正で

連動する国の制度

- 各制度の目的を考え、できる限り影響が及ばないように
  - （例）生活保護受給者への就学援助、保育料の免除、児童養護施設などの運営費
- 生活保護と同様の給付は減額
  - （例）中国残留孤児への給付

地方の制度

- ？ 国の方針を説明し、自治体にも協力要請
  - （例）受給者に準じる人への就学援助、高校の奨学金